

本報告書で用いる水泳指導上の用語に関する解説

本報告書で利用する用語のうち、専門的見地から、「第1. フロート（大型浮力体）の呼称について」「第2. 浮き方に関する呼称について」及び「第3. 集団活動の名称について」について以下のとおりとする。

第1. フロート（大型浮力体）の呼称

養徳小学校等が作成した活動記録等に使用されている「大型ビート板」という表記については、本来、一人用の補助浮き具である「ビート板」と機能・使用目的等が大幅に異なることから、以下の表のとおり、総称として「大型フロート」、呼称として「浮島」、「ロングビート」と記載する。

（理由）

養徳小学校プール事故に関して、引用する各種記録や本報告書内において水泳活動中に導入された大型の浮力体に関する記述がある。ここで、学校の活動記録等には「大型ビート板」またはこれを略して「ビート板」と表現されている。このため、本件に関わる事故記録、裁判資料及びその判決文、事故後に京都市教育委員会が定めた「小学校の水泳指導における安全管理指針」・「小学校における水泳指導の手引」等、各関係公文書にも、その呼称が用いられている。

本来、「ビート板」は主に足のキック動作(beat)の練習に用いる一人用の補助浮き具であり、5kg程度の浮力を有している。

本件において「大型ビート板」あるいは「ビート板」と呼ばれている大型の浮力体は、これとは大きさをはじめ、その機能も使用目的も大きく異なるものであり、いわゆる「ビート板」ではない。水泳指導の場において、これらは「浮島」などと呼ばれており、水泳用品の商品名としてもこの呼称が採用されている。これを「大型ビート板」あるいは「ビート板」と呼ぶことは、水泳指導の慣例上異例であるだけでなく、通常のビート板と混用されると誤解と混乱を招くため、教育的にも公文書的にも不適切である。この用語の誤用をそのまま使い続けることにより、水泳指導を取り扱うことの適格性や専門性

に疑念を招く恐れも生ずる。

この大型の浮力体は、学校水泳の学習内容に関わる補助具でないため、学習指導要領や関連補助教材等にも定義が無い。全国的にも大型の「フロート」とか「マット」と呼ばれている例もあり、正式名称と言えるものは無い。そこで、本報告書においては、これらの大型浮力体のことを、本来の「ビート板」と明確に区別しつつ、わかりやすい表現として、一般総称として「大型フロート」、呼称として「浮島」と呼ぶことにしている(表参照)。ただし、学校の活動記録や本件に係る他の資料等に記載されている内容を引用する場合等において、あえて言い換えることが不適切と考えられる場合は、その資料における表現を尊重してそのままの表記を用いることにする。

写真	サイズ・浮力	商品名	呼称	総称
	100×200×7.5cm 144kg	浮島 2000ST	浮 島	大 型 フ ロ ー ト
	100×100×7.5cm 72kg	浮島 1000ST		
	100×100×7.5cm 52kg	浮島丸 ST		
	200×50×6.5cm 57.5kg	ロングビート	ロング ビート	
	45×30×4.5cm 4.2kg	マスタービー ト	ビート 板	ビート 板

表 水泳補助浮き具例及びその呼称等一覧

第2. 浮き方に関する呼称

本報告書内で用いている「クラゲ泳ぎ」との表記については、本来は、学習指導用語上存在しない表現で、正確には「クラゲ浮き」のことと思われるが、水泳指導や水泳教材に関する発言者の認識や理解の程度を示すものとして、そのままの表現を引用する。

(理由)

本件に関する資料等の中で、教員の供述の内容に「クラゲ泳ぎ」という表現がある。水泳指導用語のなかで、「クラゲ」は浮き方に関する種類を表している。小学校学習指導要領解説 体育編(文部科学省, 2008), 水泳指導の手引 学校体育実技指導資料第4集(文部科学省, 2004), および, 京都市スタンダード(京都市立小学校教育課程指導計画, 京都市教育委員会, 2001)等では, 浮き方に関して「ダルマ浮き」, 「クラゲ浮き」, 「伏し浮き」, 「背浮き」が挙げられているが, 「クラゲ泳ぎ」という指導用語は無い。また水泳指導の一般慣例上においても用いられる用語ではない。恐らく, 「クラゲ浮き」との取り間違いと思われるが, 本報告書の中では, 水泳指導や水泳教材に関する発言者の認識や理解の程度を示すものとして, そのままの表現を引用することにする。

第3. 集団活動の名称

本報告書での「せんたくき」又は「洗濯機」との記載については、水泳指導上の「流れるプール」又は「渦つくり」のことである。

(理由)

養徳小学校のプールでの活動プログラムのなかに、「せんたくき」と呼ばれる集団活動がある。これは、水泳教材としては「流れるプール」または「渦つくり」等と呼ばれることが多く、水泳指導の手引 学校体育実技指導資料第4集(文部科学省, 2004)や市販の指導書等にもそのような名称で紹介されている場合が多い。この活動の呼称に関しては、あえて言い換えなくとも不都合は無いと考えられるので、本報告書でもそのまま「せんたくき」あるいは「洗濯機」と呼ぶことにする。